

四日市市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第1号

四日市市議会委員会条例の一部を改正する条例

四日市市議会委員会条例（昭和42年四日市市条例第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p data-bbox="268 734 663 772"><u>（委員会の開会方法の特例）</u></p> <p data-bbox="220 795 820 1305">第13条の2 委員長は、<u>委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第18条の秘密会は、この限りではない。</u></p> <p data-bbox="252 1328 836 1601">(1) <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p data-bbox="252 1624 836 1843">(2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p data-bbox="220 1865 820 2022">2 前項の規定により委員会が開会される場合において、<u>オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ</u></p> | <p data-bbox="912 734 1110 772"><u>（開催の特例）</u></p> <p data-bbox="865 795 1465 1126">第13条の2 委員長は、<u>次に掲げる場合は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識して通話することができる方法（以下「オンライン」という。）により委員会を開催することができる。</u></p> <p data-bbox="896 1328 1481 1601">(1) <u>新型コロナウイルス感染症その他の人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止の観点から、委員会の招集場所への参集が困難と認める場合</u></p> <p data-bbox="896 1624 1481 1718">(2) <u>大規模災害等の発生により委員会の招集場所への参集が困難な場合</u></p> <p data-bbox="865 1865 1465 2022">2 前項の場合において、<u>委員は、オンラインによる委員会へ出席を希望するときは、委員長の許可を得なければな</u></p> |

め委員長の許可を得なければなら
ない。

3 第1項の規定により開会された委員
会に、オンラインによる方法で出席す
る委員は、この条例の規定の適用につ
いては、当該委員会に出席しているも
のとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の
開会方法その他必要な事項は、議長が
別に定める。

(出席説明の要求)

第19条 (略)

2 前項の規定により出席を求められた
者がオンラインによる方法で説明をす
るときは、議長を経て、委員会にその
旨を申し出なければならない。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、前項の規
定による申出は、委員長が定めるとこ
ろにより、委員長が定める電子情報処
理組織（委員会又は委員長の使用に係
る電子計算機（入出力装置を含む。以
下この項において同じ。）とその通知
の相手方の使用に係る電子計算機とを
電気通信回線で接続した電子情報処理
組織をいう。第26条において同
じ。）を使用する方法により行うこと
ができる。

らない。

3 オンラインによる委員会に出席した
委員は、この条例の規定による出席委
員とみなす。

4 オンラインによる委員会の開催及び
表決の方法その他必要な事項は、議長
が別に定める。

(出席説明の要求)

第19条 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 (略)

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 (略)

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第27条 (略)

2 (略)

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 (略)

(記録)

第28条 (略)

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第27条 (略)

2 (略)

3 (略)

(記録)

第28条 (略)

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。